

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部を  
改正する規則（案）

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（平成25年  
川崎市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に3条を加える改正規定中「開放施設のうち体育館の使用料」を  
「学校施設開放使用料（開放施設のうち体育館の使用料をいう。以下「使用料  
」という。）」に、「条例第9号」を「川崎市条例第9号」に、「前項の使用  
料」を「使用料」に改める。

附則の次に別表を加える改正規定中、「四谷小学校」を「殿町小学校、四谷  
小学校」に、「殿町小学校、さくら小学校」を「さくら小学校」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、「平  
成26年1月1日」を「平成25年10月1日」に改め、附則に次の見出し及  
び1項を加える。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、平成26年1月1日以後に開放施設を利用する場  
合について適用し、同日前に開放施設を利用する場合については、なお従前  
の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 制 定 理 由

殿町小学校の体育館利用に係る使用料を変更すること、及び施行期日を変更すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 平成25年7月31日教委規則第13号</p> <p>(第8条、第10条～第15条の改正規定 略)</p> <p>第9条の次に次の3条を加える。 (使用料)</p> <p>第10条 <u>学校施設開放使用料(開放施設のうち体育館の使用料をいう。以下「使用料」という。)</u>は、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号)第3条第2項の規定により定め、その額は別表のとおりとする。</p> <p>2 第9条第2項の利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)が体育館を利用する場合は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(第11条、第12条 略)</p> <p>附則の次に次の別表を加える。 別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>殿町小学校</u>、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	金額 (1時間当たり)	(略)		<u>殿町小学校</u> 、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉	250円	<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 平成25年7月31日教委規則第13号</p> <p>(第8条、第10条～第15条の改正規定 略)</p> <p>第9条の次に次の3条を加える。 (使用料)</p> <p>第10条 <u>開放施設のうち体育館の使用料</u>は、川崎市財産条例(昭和39年条例第9号)第3条第2項の規定により定め、その額は別表のとおりとする。</p> <p>2 第9条第2項の利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)が体育館を利用する場合は、<u>前項</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 <u>前項</u>の使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(第11条、第12条 略)</p> <p>附則の次に次の別表を加える。 別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	金額 (1時間当たり)	(略)		四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河	250円
学校名	金額 (1時間当たり)												
(略)													
<u>殿町小学校</u> 、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉	250円												
学校名	金額 (1時間当たり)												
(略)													
四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河	250円												

改正後		改正前	
小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、荻宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、平中学校、金程中学校、王禅寺中央中学校、豊学校、養護学校、田島養護学校		原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、荻宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、平中学校、金程中学校、王禅寺中央中学校、豊学校、養護学校、田島養護学校	
さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、西高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枡形中学校、南菅中学校、生田中学校	300円	<u>殿町小学校</u> 、さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、西高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枡形中学校、南菅中学校、生田中学校	300円
(略)		(略)	
附 則		附 則	
<u>(施行期日)</u>		<u>(施行期日)</u>	
1 この規則は、 <u>平成25年10月1日</u> から施行する。		この規則は、 <u>平成26年1月1日</u> から施行する。	
<u>(経過措置)</u>			
2 <u>改正後の規則の規定は、平成26年1月1日以後に開放施設を利用する場合について適用し、同日前に開放施設を利用する場合については、なお従前の例による。</u>			